

謹啓

新春の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたびの東日本大震災津波に際しまして、ご丁重なるご支援を賜り、深く感謝申し上げます。

お受けいたしました義援金につきましては、被災地の市町村を通じて、被災された方々にお届けいたしております。

岩手県といたしましては、皆様の温かい励ましに応え、安全に暮らし、働くことができる地域社会を目指し、震災後の復興に向け、全力で取り組んでまいりますので、今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ここに、この度のご厚情に対しまして、略儀ながら書中をもって御礼申し上げますとともに、皆様のますますのご発展とご活躍をお祈り申し上げます。

敬具

平成二十八年一月四日

鶯宿温泉観光協会 様

岩手県知事 達増 拓也

受 領 書

鶯宿温泉観光協会 様

このたびは、平成 23 年東北太平洋沖地震岩手県災害義援金として
金 61,700 円を確かに受領いたしました。

平成 23 年 7 月 5 日

岩手県災害義援金募集委員会
代表 岩手県保健福祉部長 小田島 智弥



(注) この義援金は寄付金控除の対象となります。
この受領書記載の金額は、所得税法第 78 条第 2 項第 1 号の規定に基づく寄附金控除、地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号の規定に基づく寄附金控除、法人税法第 37 条第 3 項第 1 号の規定に基づく損金の対象となります。

受 領 書

鶯宿温泉観光協会 様

このたびは、平成 23 年東北太平洋沖地震岩手県災害義援金として
金 67,329 円を確かに受領いたしました。

平成 24 年 11 月 26 日

岩手県災害義援金募集委員会
代表 岩手県保健福祉部長 小田島 智弥



(注) この義援金は寄付金控除の対象となります。
この受領書記載の金額は、所得税法第 78 条第 2 項第 1 号の規定に基づく寄附金控除、地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号の規定に基づく寄附金控除、法人税法第 37 条第 3 項第 1 号の規定に基づく損金の対象となります。

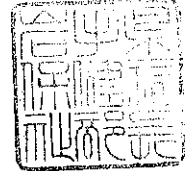
受 領 書

鶯宿温泉観光協会 様

このたびは、平成 23 年東北太平洋沖地震岩手県災害義援金として
金 60,000 円を確かに受領いたしました。

平成 25 年 6 月 13 日

岩手県災害義援金募集委員会
代表 岩手県保健福祉部長 根子 忠美



(注) この義援金は寄付金控除の対象となります。

この受領書記載の金額は、所得税法第 78 条第 2 項第 1 号の規定に基づく寄附金控除、地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号の規定に基づく寄附金控除、法人税法第 37 条第 3 項第 1 号の規定に基づく損金の対象となります。

受 領 書

鶯宿温泉観光協会 様

このたびは、平成 23 年東北太平洋沖地震岩手県災害義援金として
金 60,000 円を確かに受領いたしました。

平成 25 年 6 月 21 日

岩手県災害義援金募集委員会
代表 岩手県保健福祉部長 根子 忠美



(注) この義援金は寄付金控除の対象となります。

この受領書記載の金額は、所得税法第 78 条第 2 項第 1 号の規定に基づく寄附金控除、地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号の規定に基づく寄附金控除、法人税法第 37 条第 3 項第 1 号の規定に基づく損金の対象となります。

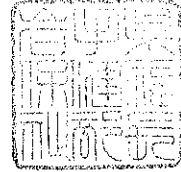
受 領 書

鶯宿温泉観光協会 様

このたびは、平成 23 年東北太平洋沖地震岩手県災害義援金として
金 68,971 円を確かに受領いたしました。

平成 25 年 10 月 16 日

岩手県災害義援金募集委員会
代表 岩手県保健福祉部長 根子 忠美



(注) この義援金は寄付金控除の対象となります。

この受領書記載の金額は、所得税法第 78 条第 2 項第 1 号の規定に基づく寄附金控除、地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号の規定に基づく寄附金控除、法人税法第 37 条第 3 項第 1 号の規定に基づく損金の対象となります。

受 領 書

鶯宿温泉観光協会 様

このたびは、平成 23 年東北太平洋沖地震岩手県災害義援金として
金 63,000 円を確かに受領いたしました。

平成 27 年 12 月 29 日

岩手県災害義援金募集委員会
代表 岩手県保健福祉部長 佐々木 信



(注) この義援金は寄付金控除の対象となります。

この受領書記載の金額は、所得税法第 78 条第 2 項第 1 号の規定に基づく寄附金控除、地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号の規定に基づく寄附金控除、法人税法第 37 条第 3 項第 1 号の規定に基づく損金の対象となります。